

市制施行 45 周年

2000年(平成12年)

2.15

No.657

の 広 報 いしおか



成人式(1月10日 市民会館)

車に乗ったら
まずシートベルト

シートベルト100%のまち

主な内容

- 情報公開制度4月1日からスタート
- もうすぐはじまります—介護保険⑦—
- チャイルドシートリサイクル事業にご協力を
- 歳末助け合い募金の報告
- 4月からごみの出し方が一部かわります

公正で民主的な市政の実現へ

情報公開制度

4月1日からスタート



市が持つている情報を市民の皆さんに公開する「情報公開制度」が、4月1日からスタートします。これは、従来から市の各窓口で行っている書類の閲覧などの情報提供に加え、公開の請求に応じて市の情報を公開するものです。

この制度により、市民参加による開かれた市政の実現を図り、市民との理解と信頼を深め、公平でガラス張りの民主的な市政の運営に力を尽くすものです。

ここでは、この情報公開制度の概要を紹介します。

この制度はどの機関で実施されるのですか？

この制度は、市のすべての機関で実施します。具体的には、次の実施機関になります。

- ・市長
- ・教育委員会
- ・選挙管理委員会
- ・公平委員会

公開の請求はだれでもできるのですか？

- ・監査委員
- ・農業委員会
- ・固定資産評価審査委員会
- ・消防長
- ・議会

どのような情報が公開できるのですか？

平成12年4月1日以降に、職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、マイクロフィルムその他これらに類するものであって、決裁または供覧等の手続が終了し、実施機関で管理しているもの。

公開できない情報はどのようなものですか？

情報公開制度では「公開」が原則です。しかし、情報の中に個人情報を含むものや公益を損なうおそれのあるものなどもあります。特に、個人情報については厳格に管

理され、保護されるべきものになります。そこで、次の8項目について、非公開としています。

①法令または条例の規定で公開できない情報
②個人に関する情報（ただし、法令等の規定により何人も見ることができるとされる情報は、公開の対象）
③公署により、法人その他の団体などの事業活動に支障を生じたり、不利益を与える情報
④市内の学校に在学する人に勤務する人
⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有する人または法人その他の団体などの事業活動に支障を生じたり、不利益を与えるもの

⑥市としての結論が出ていない事項に関する情報で、公開によりその決定に支障を及ぼすもの
⑦市の行う試験や契約などに関する情報で、公正・円滑な行政の運営に支障が生じるもの
⑧公開により、市民生活の安全や社会の秩序の維持に支障を及ぼす情報

公開の請求はどのように行うのですか？

市役所2階の情報公開コーナー（総務課内）へご相談ください。

情報公開コーナーの窓口ではまず、求められた情報を公開するため、従来から行っている各課での情報提供の方法やこの制度による方法を検討します。その結果、情報公開制度に基づく公開の請求が妥当と判断したときは、「情報公開請求書」を窓口へ提出していただことになります。

度に基づく公開の請求が妥当と判断したときは、「情報公開請求書」を窓口へ提出していただことになります。

公開・非公開の決定はどのように行われますか？

情報公開請求書を受理したときは、受理した翌日から起算して14日以内に公開または非公開を決定し、請求者へ決定通知書を送付します。（ただし、やむを得ない場合は、この期間を30日まで延長することがあります。）

公開はどのように行われますか？

情報公開決定通知書には公開する情報の名前や公開の日時、場所（市役所2階情報公開コーナー）などが記載してあります。

りますので、通知書に従って公開を受けてください。

公開の費用はかかるのでしょうか？

情報の閲覧に要する費用は無料ですが、写しの交付は有料となります。

◆ A3、A4、B4及びB5の各判までのコピーの場合
1枚 10円

◆ 右記以外（図面等）の場合
1枚 実費相当額

情報公開審査会とは、どのようなものですか？

石岡市情報公開審査会は、5人以内の学識経験者等で構成される市長の諮問機関として設置されます。

審査会では、不服申立てについて、不服申立て人および実施機関等から事案に係る意見や説明をそれぞれに求めたうえで、中立公正な判断のもと答申を行います。

また、審査会委員には、法的に守秘義務が課せられることから、個人のプライバシーについても保護されますのでご安心ください。

● 情報公開法

国民主権の理念にのつとり、行政文書の開示請求権を定めるなどにより、行政機関の一層の公開を図ることを目的とした法律です。

中央省庁の行政文書を対象に、原則公開を義務づけたこの法律は、昨年5月に成立し2001年春に施行される予定です。

※問い合わせ先

総務課 内線280

請求から公開まで

請求権者

公開請求

情報公開コーナー
(相談・請求書の受付)

請求書送付

実施機関
(公開・非公開の決定)



決定通知書の送付

公 開

決定通知の持参
(通知書には、日時・場所
を指定しています。)

請求者

決定に不服がある場合

一部公開・非公開

決定に不服がある場合

不服申し立て

納得

情報公開コーナー

決定通知書の送付

情報公開
審査会

諮詢
答申

実施機関

もうすぐはじまりますー介護保険⑦ー

介護認定申請手続きはお済みですか。

現在、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、訪問看護、訪問入浴など

のサービスを受けている方で引き続きサービスの利用を考えている方は、介護保険の申請を行い、要介護認定を受けなければなりません。

まだ申請手続きをされていない方は、お早めに申請をしてください。

状況の把握と確認
介護支援専門員が、利用者や家族と面談し解決すべき課題などを分析します。

サービスの利用
サービスの利用は、平成12年4月からです。

●介護サービス計画（ケアプラン）とは？

どのような介護サービスを利用するかは、本人や家族が選ぶことができます。施設に入所するか家族にとどまるかをはじめ、ホームヘルパーに来てもらう、デイサービスに通う、デイケアセンターでリハビリを受けるなどを、要介護ランクで認められた額の範囲内で組み合わせて、最も自分が望ましい形で受けることができるのです。そのためには作成するのが介護サービス計画（ケアプラン）です。

認定結果通知をうけとった方へ

認定されると、次にサービス計画の作成を行う必要があります。

サービス担当者との調整
サービスの利用額、自己負担額が分かります。

介護支援専門員を中心いて、サービス事業者の担当者や利用者・家族が意見交換などを行います。

介護サービス計画の作成

利用者の意見や心身の状況などをふまえて、介護支援専門員が介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

の介護支援専門員に相談すると、自分の希望や状況にあつた、総合的な介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらることができます。作成費用はかかりません。

利用者の同意

●認定からサービスをうけるまで
介護サービス計画作成の依頼 居宅介護支援事業者（別表）

なお、介護サービス計画は自分でつくることもできます。（市の担当窓口に届出書の提出が必要です。）

なお、介護サービス計画は自分でつくることもあります。（市の担当窓口に届出書の提出が必要です。）

介護サービス計画の内容について、利用者の同意を得ます。

サービスの利用は、平成12年4月からです。

居宅介護支援事業所

(平成12年1月4日現在)

名 称	住 所	電話番号
居宅介護支援センター センチュリー石岡	石岡市大字三村 6286-1	0299-27-0001
明翠苑居宅介護支援センター	石岡市大字石岡 11481-1	0299-23-9620
軽費老人ホーム ハウス・デアゼーレ	石岡市東府中 3-20	0299-23-7343
居宅介護支援事業所		
石岡第一病院	石岡市大字石岡 13446-6	0299-22-5151
(株) 茨城福祉サービス	石岡市府中 3-9-12	0299-22-3580
神立病院	土浦市神立中央 5-11-2	0298-31-9711
神立訪問看護ステーション さくら	土浦市神立中央 5-4-20	0298-32-1394
(株) メドウエル	土浦市神立中央 5-4-20	0298-32-3399
アイリスケアセンター土浦	土浦市大和町 5-2 大沼ビル 1F	0298-35-0710
社会福祉法人聖朋会 サンシャインつくば	霞ヶ浦町上大堤 210-27	0298-97-0101
小川南病院 居宅介護支援事業所	小川町小川 733	0299-58-1131

※現在施設に入所されている方およびサービスを利用されている方は、ご利用先の施設の介護支援専門員にご相談ください。
居宅介護事業所一覧は、現在指定されている近隣の事業者だけを載せています。掲載以外の事業者でも利用は可能です。
今後新しく指定を受ける業者については、順次広報いしおかで

